

改正	平成17年6月20日	平成19年4月1日
	平成22年4月1日	平成25年4月1日
	平成30年4月1日	

一橋大学授業料免除及び徴収猶予規則（平成16年規則第134号）に定める授業料免除及び徴収猶予者の選考は、一橋大学学生委員会（以下「学生委員会」という。）が次に基づき行う。

## I 生活評価

### 1 認定所得

家族（本人を含む）または大学院生で独立生計者と認定された者の年間の総収入（税込）を基礎に次により算出する。

ただし、大学院生で独立生計者と認定される者は、次のいずれにも該当する者とする。

①所得税法上、父母等の扶養親族でない者

②父母等と別居している者

③本人（配偶者があるときは、配偶者を含む。）に収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得証明書が発行される者

#### (1) 給与所得

俸給、給料、賃金、歳費、年金、恩給、賞与及びこれらの性質を有する給与等（扶助料、疾病手当金等を含む。）の収入金額から必要経費（別表第1）を控除した金額を認定所得とする。

#### (2) 給与所得以外の所得

商業、工業、林業、水産業、農業、その他の職業及び雑収入による収入金額から、必要経費を控除した金額を認定所得とする。

#### (3) 本人の奨学金

本人が受給している給与奨学金年額（前期分においては前年度末日までに確定している当該年度分、後期分においては前期末日までに確定している当該年度分）を認定所得に加算する。

#### (4) 臨時的な所得

退職金、退職一時金、保険金、資産の譲渡による所得及び山林所得から公租公課等の経費を差し引いた額を認定所得に加算する。なお、臨時的所得の算定は、当該授業料免除実施前6ヶ月間における収入について行うものとする。

### 2 総所得金額

上記1により算出した認定所得から、母子・父子世帯、就学者のいる世帯、その他特別の事情のある世帯について特別控除額（別表第2）を控除した金額を総所得金額とする。

### 3 評価

(1) 総所得金額が収入基準額表（別表第3）の該当基準額以内の者を全額免除、収入基準額表（別表第4）の該当基準額以内の者を半額免除該当者とする。

(2) 免除実施所要額が免除実施可能額を超える場合は、全額免除該当者の一部又は全部を半額免除とし、全額免除該当者の一部及び半額免除該当者の一部又は全部を不許可とすることができる。

(3) 次のいずれかに該当する者で、総所得金額が（別表第4）の該当基準額を超える場合であっても、該当基準額を超える金額が該当基準額の10%の額以内であれば特例として半額免除の対象とすることができる。

①長期療養者がいる世帯

②障害者がいる世帯

③原子爆弾による被爆者及び被爆者の子弟

## II 成績評価

### 1 免除対象者の条件

成績優秀者を免除の対象者として扱うこととし、次の条件を満たさなければならない。ただし、学部1年生及び、当該年度に学部編入学又は学士入学した者については成績評価を行わない。

(1) 学部2年生以上の者については、各学年の始期において次の単位数を修得している者。

2年生：27単位

3年生：54単位

4年生：89単位

(2) 大学院学生については、本人の属する研究科の指導教員等が学業優秀と認めた者。

(3) 留年している者、仮進学の者又は修業年限を超えた者は、原則として免除の対象としない。ただし、次のいずれかに該当する場合には、特例として免除の対象とすることができる。

①留学など特別な事情のある場合（この場合、所定の修業年限を超える期間は1年間までとする。）

②大学院学生で論文作成のため研究継続中であると指導教員等が認めた場合（この場合、所定の修業年限を超える期間は1年間までとする。）

③病気や家計の経済状況急変など授業料免除判定会議が真にやむを得ない事情があると認めた場合

## III 判定

(1) 授業料免除は、上記のI及びIIの評価を行った後、順位を附し、免除実施可能額に則して判定を行う。

(2) 授業料徴収猶予は、授業料免除の場合の手續に準じて判定を行う。

附 則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成17年6月20日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

1 この基準は、平成19年4月1日から施行する。

2 一橋大学授業料免除選考基準申し合わせ事項（平成16年4月1日学生委員会決定）は、廃止する。ただし、IIの1の(5)の規定の適用にあたって、平成20年3月31日までは、授業料免除判定会議が真にやむを得ない事情があると特に認めた場合は、1年を超えることができるものとする。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

## 別表第1 給与所得の場合における控除額

年間収入金額	控除額
収入金額が104万円以下のもの	収入金額と同額
104万円を超え200万円までのもの	収入金額×0.2+83万円
200万円を超え653万円までのもの	収入金額×0.3+62万円
653万円を超えるもの	258万円

(注) 1 給与所得者が2人以上いる場合、この計算は各人別に行う。

2 同一人で2以上の収入源があつて、いずれも給与所得者の場合は、収入金額を合算したあと総所得金額を算定する。

別表第2 特別控除額表

区分	特別の事情	特別控除額			
A 世帯を対象とする控除	①母子・父子世帯であること	490千円			
	②就学者のいる世帯であること (児童・生徒・学生1人につき)	小学校	80千円		
		中学校及び中等教育学校の前期課程	160千円		
			自宅通学	自宅外通学	
		高等学校及び中等教育学校の後期課程	国公立	280千円	470千円
			私立	410千円	600千円
		高等専門学校	国公立	360千円	550千円
			私立	600千円	800千円
		大学	国公立	590千円	1020千円
			私立	1010千円	1440千円
	専修学校 (高等課程)	国公立	170千円	270千円	
		私立	370千円	460千円	
	専修学校 (専門課程)	国公立	220千円	620千円	
私立		720千円	1120千円		
③障害者のいる世帯であること	障害者1人につき	860千円			
④長期療養者のいる世帯であること	療養のため経済的に特別な支出をしている金額				
⑤主たる家計支持者が別居している世帯であること	別居のため特別な支出をしている金額。ただし、710千円を限度とすること。				
⑥火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯であること	日常生活を営むために必要な資材あるいは生活費を得るための基本的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害があつて、将来長期にわたって支出増又は収入減になると認められる年間金額				
⑦父母以外の者で所得を得ている者のいる世帯であること	父母以外の者の所得者1人につき380千円。 なお、その所得が380千円未満の場合はその所得額。 ただし、本人及び配偶者の所得については控除できない。				
B 本人を対象とする控除		自宅通学	280千円		
		自宅外通学(学生寮)	490千円		
		(学生寮以外)	720千円		
		※学生寮とは、一橋大学が設置する学生のための寄宿舎をいう。			

- 備考 1 A欄の「②就学者のいる世帯であること。」による控除は、就学者の中に出願者本人分は含めない。
- 2 A欄の「②就学者のいる世帯であること。」による控除(国立学校に係るもの)は、当該就学者が全額授業料免除を受けている場合は、B欄の「本人を対象とする控除」と同額とし、半額授業料免除を受けている場合は、B欄の金額と授業料納入金額との合計額がA欄の「②就学者のいる世帯であること。」による控除額を超えない範囲内で授業料納入

金額を加算することができる。

- 3 就学者の学種が申請時と異なる場合は、申請時の学種によりA欄の「②就学者のいる世帯であること。」による控除額を適用すること。
- 4 A欄の控除については、該当する特別の事情が2以上ある場合にはそれらの特別控除額をあわせて控除することができる。

別表第3 全額免除に係る収入基準額表  
(大学学部)

区分		
世帯人員	1人	880,000円
	2人	1,400,000円
	3人	1,620,000円
	4人	1,750,000円
	5人	1,890,000円
	6人	1,990,000円
	7人	2,070,000円

(備考) 世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに80,000円をそれぞれ世帯人員7人の収入基準額に加算する。

(大学院修士課程)

区分		
世帯人員	1人	960,000円
	2人	1,520,000円
	3人	1,770,000円
	4人	1,920,000円
	5人	2,080,000円
	6人	2,170,000円
	7人	2,260,000円

(備考) 世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに90,000円をそれぞれ世帯人員7人の収入基準額に加算する。

なお、「修士課程」には、博士課程のうち、修士課程として取り扱われる課程及び専門職学位課程を含む。

(大学院博士課程)

区分		
世帯人員	1人	1,320,000円
	2人	2,120,000円
	3人	2,450,000円
	4人	2,660,000円
	5人	2,880,000円
	6人	3,020,000円
	7人	3,150,000円

(備考) 世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに130,000円をそれぞれ世帯人員7人の収入基準額に加算する。

別表第4 半額免除に係る収入基準額表  
(大学学部)

区分		
世帯人員	1人	1,670,000円
	2人	2,660,000円
	3人	3,060,000円
	4人	3,340,000円
	5人	3,600,000円
	6人	3,780,000円
	7人	3,950,000円

(備考) 世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに170,000円をそれぞれ世帯人員7人の収入基準額に加算する。

(大学院修士課程)

区分		
世帯人員	1人	1,820,000円
	2人	2,900,000円
	3人	3,340,000円
	4人	3,640,000円
	5人	3,930,000円
	6人	4,120,000円
	7人	4,320,000円

(備考) 世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに200,000円をそれぞれ世帯人員7人の収入基準額に加算する。

なお、「修士課程」には、博士課程のうち、修士課程として取り扱われる課程及び専門職学位課程を含む。

(大学院博士課程)

区分		
世帯人員	1人	2,540,000円
	2人	4,040,000円
	3人	4,670,000円
	4人	5,070,000円
	5人	5,480,000円
	6人	5,740,000円
	7人	6,020,000円

(備考) 世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに280,000円をそれぞれ世帯人員7人の収入基準額に加算する。